

「建築物デザイン」著作者人格権侵害差止等請求事件：東京地裁平成27(ワ)23694・平成29年4月24日（民47部）判決<請求棄却>➡控訴中

### 【キーワード】

法の保護対象となる著作物（法2条1項1号）、建築物の一部分の創作性、建築物の著作権者、著作者人格権（氏名表示権）、慰謝料（民法719条・709条）

### 【事案の概要】

本件は、建築設計等を目的とする原告が、自らが別紙物件目録記載の建物（以下「本件建物」という。）の共同著作者（主位的主張）又は本件建物を二次的著作物とする原著作物の著作者（予備的主張）であるにもかかわらず、①被告竹中工務店が本件建物の著作者を同被告のみであると表示したことにより、そのように表示された賞を同被告が受賞したこと、及び、②被告竹中工務店の上記表示を受けて、被告彰国社がそのように表示された書籍を発行・販売してこれを継続していることが、原告の有する著作者人格権（氏名表示権）を侵害する行為であると主張して、(1)被告らに対し、①原告が本件建物について著作物人格権（氏名表示権）を有することの確認、及び、②民法719条及び709条に基づき、慰謝料100万円（上記書籍の販売等に係るもの）及びこれに対する不法行為の日の後である平成27年6月17日から支払済みまで民法所定の割合による遅延損害金の連帯支払を、(2)被告竹中工務店に対し、①民法709条に基づき、慰謝料200万円（上記受賞に係るもの）及びうち100万円に対する不法行為の日の後である同月30日から、うち100万円に対する不法行為の日の後である同年7月10日から各支払済みまで民法所定の割合による遅延損害金の支払、並びに、②著作権法115条に基づく名誉回復措置としての通知及び謝罪広告の掲載を、(3)被告彰国社に対し、①同法112条1項に基づき、上記書籍の複製及び頒布の差止め、②同条2項に基づき、上記書籍の回収及び廃棄、並びに、③同法115条に基づき、名誉回復措置として謝罪広告の掲載を、それぞれ求める事案である。

1 前提事実（証拠を掲記したほかは、当事者間に争いが無い。）

#### (1) 当事者等

ア 原告（株式会社甲建築研究所）は、平成2年9月10日に設立された、建築設計、管理業務等を目的とする株式会社である（甲1）。

イ 被告株式会社竹中工務店は、昭和12年9月1日に設立された、建築工事及び土木工事に関する請負、設計及び監理等を目的とする株式会社である（甲2）。

ウ 被告株式会社彰国社は、昭和40年8月19日に設立された、書籍の出版及び販売等を目的とする株式会社である（甲3）。

#### (2) 本件建物の設計・建築

ア 株式会社エーエイチアイ（以下「エーエイチアイ」という。）は、平成24年12月、被告竹中工務店に対し、ファッションブランド「STELLA McCartney」の店舗として本件建物の設計・建築を依頼した。

イ 被告竹中工務店は、平成25年5月31日付けで、本件建物の設計図面等（甲6。以下「被告竹中工務店設計資料」という。）を作成した。

ウ 原告代表者は、同年6月、エーエイチアイの代表取締役である乙（以下「乙」という。）から、本件建物の「外観デザイン監修」の依頼を受けた（甲4，10）。

原告代表者は、乙から被告竹中工務店設計資料を受け取り、同年9月13日までに、本件建物の外観に関する図面等（甲7及び7の2。以下、併せて「原告設計資料」と総称する。）及び立体模型（甲8。以下「原告模型」という。）を作成した。

エ 被告竹中工務店の設計担当者である丙（以下「丙」という。）は、同年9月13日、エーエイチアイの事務所で乙と打合せをし、原告代表者も同席した（以下「本件打合せ」という。）。

丙は、本件打合せにおいて、原告代表者から原告との共同設計の提案を受けたが断り、退席した。本件打合せ後に、原告代表者と被告竹中工務店の担当者が接触したことはない。

オ 本件建物は、平成26年10月に完成した（乙21）。本件建物は建築の著作物に当たる。

### (3) 本件建物に係る受賞歴等

ア 被告竹中工務店は、一般社団法人日本空間デザイン協会の主催する「DSA 日本空間デザイン賞2015」に、本件建物の著作者が被告竹中工務店のみであると表示して応募した。

上記協会は、平成27年6月17日、本件建物を「C部門 商業・サービス空間部門」の入選作品とし、その「作品代表者」を「竹中工務店 丙」と表示して発表した（甲12。以下「本件受賞1」という。）。

イ 被告竹中工務店は、一般社団法人日本商環境デザイン協会の主催する「JCD Design Award 2015」に、本件建物の著作者が被告竹中工務店のみであると表示して応募した。

上記協会は、同年7月10日、本件建物を準大賞作品とし、「建築設計：株式会社竹中工務店 丙」と表示してウェブサイト公表した（甲13の1及び2。以下「本件受賞2」といい、「本件受賞1」と併せて「本件各受賞」と総称する。）。

### (4) 本件建物の書籍への掲載

被告彰国社は、平成27年6月17日、その発行する別紙書籍目録記載の書籍（以下「本件書籍」という。）に本件建物の外観写真を掲載し、本件建物の著作者名を「M3 竹中工務店 BY TAKENAKA CORPORATION」及び「M3 設計／竹中工務店」と表示した。

## 2 争点

(1) 本件建物の著作者（争点1）

ア 原告が共同著作者であるか（主位的主張）（争点1-1）

- イ 原告が原著作者であるか（予備的主張）（争点1-2）
- (2) 故意・過失の有無及び損害額（争点2）
- (3) 差止めの必要性（争点3）
- (4) 名誉回復措置の必要性等（争点4）

## 【判 断】

### 1 認定事実

前記前提事実に加えて、後掲各証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の各事実が認められ、これに反する証拠は採用しない。

#### (1) 本件打合せ以前の被告竹中工務店の設計経緯等

ア 被告竹中工務店は、平成24年12月、エーエイチアイから本件建物の設計を依頼され、設計担当者である丙は、同月17日、エーエイチアイ（建築主）と打合せし、「光を纏ったキューブを街に浮かべる」、「ニュートラルでインパクトのある表情を生み出す」というデザインコンセプトに基づき、1階部分をガラス張りとし、2階以上に外装スクリーンを設置することを提案し、イメージ図を記載した同日付け設計資料を提示した（乙3, 21, 証人丙）。

丙は、その後、上記コンセプトに基づく設計を進め、エーエイチアイに対し、9回にわたり、設計案を提示した（乙21）。

イ 丙は、平成25年5月31日、乙に対し、予算も考慮して作成した同日付け設計資料（被告竹中工務店設計資料）及び夜景イメージ図を提示した。

被告竹中工務店設計資料には、1階部分をガラスリブ構法によるガラス張りとすること、2階及びR階にアルミ押出型材横ルーバーを素材とする外装スクリーンを設置すること、上記素材を「□×25×100 @75程度 B-FUE 下地胴縁 StL型鋼 溶融亜鉛めっき」とすること、地階からR階までの各階の平面図、断面図及びその具体的な寸法、昼景のイメージ図などが記載されている（甲6, 乙14, 21, 証人丙）。

ウ 丙は、乙から、別途予算を組むことも考えているので、外装スクリーンについて継続して幅広い提案をするよう求められ、同年6月11日付けで設計資料を作成した。同資料には、外装参考イメージとして、アルミキャストやプロフィリットガラス、ガラスフィルム、光透過コンクリート（i-l i g h t）、光透過コンクリート（リトラコン）の各例が示されている（乙4, 21, 証人丙）。

エ 丙は、その後も検討を進め、同年9月13日付け設計資料を作成した。同資料には、本件建物の外装スクリーンを2層2方向の立体格子構造である格子積みとガラスとすることや、格子の素材の参考としてアルミキャストの例が示されている（乙5, 21, 証人丙）。

#### (2) 本件打合せ以前の原告代表者の設計経緯等

原告代表者は、平成25年6月、乙から、本件建物の外観デザイン監修の依

頼を受け、本件建物の周囲に日本的な要素を感じる建物が少なかったことから、本件建物のファサードを、日本の伝統柄をデザインの源泉とし、一見洗練された現代的なデザインのように見えるが、「日本」を暗喩できるものとすることを考えた。

そして、原告代表者は、乙から被告竹中工務店設計資料を受領し、上記考えの基に、原告設計資料及び原告模型を作成した。

原告設計資料及び原告模型は、被告竹中工務店設計資料のうちの外装スクリーンの上部部分のみを変更したものであり、具体的には、本件建物の外装の下部をガラスとし、上部に同じ形状及びサイズの白色の組亀甲柄を等間隔で同一方向に配置、配列することとすること、ピッチを「@≒500mm」、巾を「≒150mm」、向きを鉛直、隙間を「△辺≒200mm」とする格子が記載されているが、これらは、建築主にわかりやすくイメージをつかんでもらうために実際の寸法より大きく記載されたものであり、この他に、実際建築に用いられる外装スクリーンの寸法や、格子のピッチ、密度、隙間、幅、厚さ、断面形状、表面処理に関する具体的な記載はない。

原告代表者は、同年9月6日、乙に対し、原告設計資料及び原告模型に基づき、組亀甲柄を立体形状とし、アルミキャストを素材とする外装スクリーンの提案をした（以上につき、甲22、26、乙2、原告代表者）。

### (3) 本件打合せの状況

丙は、平成25年9月13日、エーエイチアイの事務所で乙と打合せをし、原告代表者も同席した。

丙は、同日、乙と本件建物の設計に関するプレゼンテーションの実施を予定していたので、エーエイチアイの事務所を訪れたが、原告代表者が同席することは事前に聞いていなかった。丙と原告代表者は初対面であった。

原告代表者は、原告設計資料及び原告模型を用いて、乙らに対し、自らの設計案を説明した。

丙は、原告代表者からの原告との共同設計の提案を受けたがこれを断り、同日付け設計資料を乙に手渡し、原告設計資料を持ち帰ることなく退席した。

本件打合せ後に、原告代表者と被告竹中工務店の担当者が接触したことはない（以上につき、甲22、26、乙5、21、原告代表者、証人丙。なお、原告設計資料の持ち帰りの有無について当事者間に争いがあるが、第三者である乙作成に係る陳述書（乙6）の記載等によれば、上記認定に反する証拠部分は採用できない。）。

### (4) 本件打合せ後の状況

ア 丙は、平成25年9月18日、乙から、従来どおり被告竹中工務店単独で本件建物の設計を進めてほしいが、組亀甲柄も参考とした外装スクリーンの検討を行ってほしいとの要望を受けたので、従来から検討していた2層2方向の立体格子構造の編込み様のデザイン等に加えて、組亀甲柄のもつ2層3方向の幾何学構造に着目した編込み様のデザインを内容とする案も含めた複

数の案の検討を進め、その後、組亀甲柄のもつ2層3方向の幾何学構造に着目した編込み様のデザインを内容とする案を基に同年11月に基本設計を終え、その後、実施設計を終えた(乙21, 証人丙)。

イ エーエイチアイは、同年11月14日付けで、本件建物の「建築外観デザイン監修」を物件名とし、報酬を210万円(税込)とする原告宛の注文書を作成し、平成26年10月17日、原告名義の口座に105万円を振り込むなど、合計210万円を支払った(甲10, 20, 26, 原告代表者)。

#### (5) 本件建物の外観

本件建物の1階部分は、ガラス張りであり、開放感を高めるために、南西の角部分に柱は設置されておらず、全体の柱は3本とされている。

本件建物の2階以上の外装部分は、アルミキャストを素材とする白色の三次元曲面による2層3方向の立体格子構造とされ、ピッチは「@250mm」、巾は「90mm」、向きは斜光、隙間は「△辺94mm」の格子が用いられ、横方向が強調された配列とされている(乙2, 21)。

#### (6) 組亀甲柄の用途

組亀甲柄は、毘沙門亀甲(六角形を3つ並べた形)を編み目を出すように組んだ伝統的な日本の文様であり、三角形に並べた毘沙門亀甲3つを外枠線が互い違いになるように重ねて並べて組むと正六角形(亀甲模様)に見える(乙11の1ないし4, 乙12の1)。

組亀甲柄は、壁紙やバッグ、カバーなどの平面的な製品のほか、壁やホテルの内装スクリーン、神社の柱、内装建具、LUCÉPLAN社の建築化照明及びショールームの内装壁、ホテルの内部壁面などにも立体形状として使用され、建築の図案集にも取り上げられている(乙12の4及び5, 13の1の1ないし13の3, 15, 17の1及び2)。

### 2 争点1(本件建物の著作者)について

#### (1) 争点1-1(原告が共同著作者であるか)について

ア 原告代表者の創作的関与について

(ア) 著作権法は、著作物の対象である著作物の意義について、「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう」(同法2条1項1号)と定義しており、当該作品等に思想又は感情が創作的に表現されている場合には、当該作品等は著作物に該当するものとして同法による保護の対象となる一方、思想、感情若しくはアイデアなど表現それ自体ではないもの又は表現上の創作性がないものについては、著作物に該当せず、同法による保護の対象とはならないものと解される。また、当該作品等が創作的に表現されたものであるというためには、作成者の何らかの個性が表現として表れていることを要し、表現が平凡かつありふれたものである場合には、作成者の個性が表現されたものとはいえず、創作的な表現ということとはできない。

また、「建築の著作物」(同法10条1項5号)とは、現に存在する建築

物又はその設計図に表現される観念的な建物であるから、当該設計図には、当該建築の著作物が観念的に現れているといえる程度の表現が記載されている必要があると解すべきである。

(イ) 上記1（認定事実）(2)のとおり、原告代表者は、乙から本件建物の外観に関する設計の依頼を受け、日本の伝統柄をデザインの源泉とし、一見洗練された現代的なデザインのように見えるが、「日本」を暗喩できるものとするとの設計思想に基づいて、原告設計資料及び原告模型を作成し、平成25年9月6日、乙に対し、本件建物の外装スクリーンの上部分（2階及びR階部分）を立体形状の組亀甲とすることを含めた設計案を提示している。そして、この時点において、被告竹中工務店は、上記部分を立体形状の組亀甲とすることに着想していなかった（争いのない事実）。

しかしながら、上記1（認定事実）(2)のとおり、原告設計資料及び原告模型に基づく原告代表者の上記提案は、上記1（認定事実）(1)イの内容が記載された被告竹中工務店設計資料を前提に、当該資料のうちの外装スクリーンの上部分のみを変更したものであり、上記提案には、伝統的な和柄である組亀甲柄を立体形状とし、同一サイズの白色として等間隔で同一方向に配置、配列することは示されているが、実際建築される建物に用いられる組亀甲柄より大きいイメージとして作成されたものであるため、実際建築される建物に用いられる具体的な配置や配列は示されておらず、他に、具体的なピッチや密度、幅、厚さ、断面形状も示されていない。一方で、上記1（認定事実）(6)のとおり、組亀甲柄は、伝統的な和柄であり、平面形状のみならず、建築物を含めて立体形状として用いられている例が複数存在し、建築物の図案集にも掲載されている。

そうすると、原告設計資料及び原告模型に基づく原告代表者の提案は、被告竹中工務店設計資料を前提として、その外装スクリーンの上部分に、白色の同一形状の立体的な組亀甲柄を等間隔で同一方向に配置、配列するとのアイデアを提供したものにすぎないというべきであり、仮に、表現であるとしても、その表現はありふれた表現の域を出るものとはいえず、要するに、建築の著作物に必要な創作性の程度に係る見解の如何にかかわらず、創作的な表現であると認めることはできない。更に付言すると、原告代表者の上記提案は、実際建築される建物に用いられる組亀甲柄の具体的な配置や配列は示されていないから、観念的な建築物が現されていると認めるに足りる程度の表現であるともいえない。

以上によれば、本件建物の外観設計について原告代表者の共同著作者としての創作的関与があるとは認められない。

(ウ) これに対し、原告は、原告設計資料及び原告模型に基づく原告代表者の上記提案は、建物の外観に用いられることが多くない組亀甲柄を選択し、組亀甲柄を用いるというアイデアから想定される複数の表現から特定の表現を選択して決定するものであることや、組亀甲柄部分の光の表現についても具

体的に決定されているものであることをもって、創作的な表現である旨主張する。

しかしながら、組亀甲柄は、建築物の図案集にも掲載され、実際に建築物に用いられている例が複数存在することは上記(イ)のとおりであり、建物の外観に組亀甲柄を用いること自体がありふれていないということとはできない。また、原告設計資料及び原告模型に基づく原告代表者の提案は、上記(イ)のとおり、組亀甲柄の大まかな色、形状、配置、配列が決定されているにすぎず、一般的な組亀甲柄として紹介されている例(乙11の1ないし4, 12の1)と比較しても、個性の発露があると認めるに足りる程度の創作性のある表現であるということとはできない。さらに、原告の主張する光の表現は、具体的に明らかではなく、この点をもって創作性を認めることはできない。

したがって、原告の上記主張は採用できない。

#### イ 「共同して創作した」といえるかについて

仮に、本件建物の外観設計における原告代表者の創作的関与の有無の点を措いても、前記第2の1(前提事実)(2)エ及び上記1(認定事実)(3)・(4)のとおり、被告竹中工務店の設計担当者は、本件打合せで原告代表者から原告設計資料及び原告模型に基づく提案内容の説明を聞いたことはあるが、原告との共同設計の提案を断り、その後、原告代表者と接触ないし協議したことはない。

また、上記1(認定事実)(2)・(4)のとおり、原告代表者の設計思想は、本件建物のファサードを、日本の伝統柄をデザインの源泉とし、一見洗練された現代的なデザインのように見えるが、「日本」を暗喩できるものとするなどというものであるのに対し、被告竹中工務店の設計思想は、組亀甲柄のもつ2層3方向の幾何学構造に着目した編込み様のデザインなどというものであって、原告代表者と被告竹中工務店の設計思想は異なる上、上記1(認定事実)(2)・(5)のとおり、原告代表者の提案内容と完成後の本件建物は、外装スクリーンの上部分に2層3方向の立体格子構造が採用されている点は共通するが、少なくとも立体格子の柄や向き、ピッチ、幅、隙間、方向が相違しており(具体的には、原告設計資料及び原告模型には、本件建物の外装の上部に同じ形状及びサイズの白色の組亀甲柄を等間隔で同一方向に配置、配列することとすること、ピッチを「@≒500mm」、巾を「≒150mm」、向きを鉛直、隙間を「△辺≒200mm」とする格子が記載されており、この他に、外装スクリーンの寸法や、格子のピッチ、密度、隙間、幅、厚さ、断面形状、表面処理に関する具体的な記載はないのに対し、本件建物においては、その2階以上の外装部分は、アルミキャストを素材とする白色の三次元曲面による2層3方向の立体格子構造とされ、ピッチは「@250mm」、巾は「90mm」、向きは斜光、隙間は「△辺94mm」の格子が用いられ、横方向が強調された配列とされている。)、建物の外観に関

する表現上の重要な部分，すなわち本質的特徴といえる点において多くの相違点がある。

これらの事情に照らせば，原告と被告竹中工務店の間に共同創作の意思や事実があったとは認められず，両者が本件建物の外観設計を「共同して創作」したと認めることはできない。

ウ 小括

以上によれば，原告が本件建物の共同著作者であると認めることはできない。

## (2) 争点1－2（原告が原著作であるか）について

ア 原著作物性について

上記(1)アのとおり，原告設計資料及び原告模型に基づく原告代表者の提案は創作的な表現であるとはいえないから，これに著作物性を認めることはできない（更に付言すると，建物の著作物性を認めることもできない。）。

イ 被告竹中工務店による翻案について

また，仮に，原告設計資料及び原告模型に係る原告代表者の提案についての著作物性の有無の点を措いても，上記(1)イのとおり，原告設計資料及び原告模型と本件建物とは，その表現上の重要な部分において多くの相違点があり，本件建物から原告設計資料及び原告模型における表現上の本質的特徴を感得することはできない。

したがって，被告竹中工務店が原告設計資料及び原告模型に係る原告代表者の提案を翻案して本件建物の設計を完了したとか，本件建物が上記提案の二次的著作物に当たるとは認められない。

ウ 小括

以上によれば，原告が本件建物の原著作であると認めることはできない。

## 3 結論

よって，その余の点について判断するまでもなく，原告の請求はいずれも理由がないからこれを棄却することとして，主文のとおり判決する。

### 【論 説】

1. 本件は、建築設計等を目的に設立された原告が、(1)本件建物の共同著作者である（主位的主張）、または(2)本件建物を二次的著作物とする原著作物とする原著作物の著作者である（予備的主張）のに、

①被告竹中工務店が本件建物の著作者は、同被告のみであると表示したことにより、そのように表示された賞を、同被告が受賞したこと、

②被告竹中の上記表示を受けて、被告彰国社がそのように表示された書籍を発行・販売し、これを継続していることは、

原告の著作者人格権（氏名表示権）を侵害する行為であると主張し、

(1) 被告らに対し、

①原告が、本件建物についての著作者人格権（氏名表示権）を有することの確認、



②民法719条及び709条に基づき、慰謝料100万円（上記書籍の販売等に係るもの）、及びこれに対する不法行為の日後の遅延損害金の連帯支払いを、  
(2) 被告竹中工務店に対し、

- ①民法709条に基づき、慰謝料200万円（上記受賞に係るもの）、並びに、
- ②著作権法115条に基づく名誉回復措置としての通知及び謝罪広告の掲載を、

(3) 被告彰国社に対し、

- ①同法112条1項に基づき、上記書籍の複製及び頒布の差止め、
  - ②同条2条に基づき、上記書籍の回収及び廃棄、
  - ③同法115条に基づき、名誉回復措置として、謝罪広告の掲載を、
- それぞれ求めたのである。

しかしながら、原告の請求は、いずれも理由なしとして棄却されたのである。

2. ところで、著作権法の保護対象となる「著作物」とは、法2条1項1号に規定しているとおりのもをいうところ、「思想，感情若しくはアイデアなど表現それ自体ではないもの」又は「表現上に創作性がないもの」は、著作物には該当しないから、同法による保護の対象にはならないのである。

また、当該作品が創作的に表現されたものであるというためには、「作成者の何らかの個性が表現として表れていることを要し」、表現が平凡かありふれたものである場合には、作成者の個性が表現されたものとはいえないから、創作的な表現ということはできない、と判示しているのである。

3. そこで、「建築の著作物」とは、現存する建築物又はその設計図に表現されている観念的な建物をいうから、「当該設計図には、当該建築の著作物が観念的に表れているといえる程度の表現が記載されている必要がある」と裁判所は解しているのである。

ここに設計図における観念的表現とは、正に著作者自身が案出している建築物のアイデアをいうから、著作物として保護対象となるものはその設計図なのである。

判決が説示する作者の個性の表現とは、他者には見られない新しい表現や独自の表現と認定できるもののことをいうから、それほど深刻に考えるほどのものではないといえる。けだし、平均的日本人が常識的に考えて判断することができる建築物の設計図であれば、それには独自性や新規性があると評価することはできるからである。

ところが、本件の場合にあつては、原告による設計資料と模型に基づく提案は、被告竹中の設計資料を前提として外装スクリーンの上部分に、白色の同一形状の立体的組亀甲柄を配置，配列するというアイデアを提供したにすぎないもので、その表現はありふれた表現の域を出ないから、創作的な表現であるとは認められない、と認定したのである。

そうすると、本件建物の外観設計は、原告代表者の共同著作者としての創作的関与があるとは認められない、と認定したのである。

また、「共同して創作した」といえるかについては、被告竹中の設計担当者は、本件打ち合わせで、原告代表者から原告設計資料や原告模型に基づく提案内容の説明を聞いたことはあるが、原告との共同設計の提案はなかったため、その後原告代表者との接触や協議をしたことはないと認定した。

そうすると、建物の外観に関する表現上の重要部分、即ち本質的特徴の点において多くの相違点があるから、両者が本件建物の外観設計を「共同して創作」したと認めることはできない、と認定したのである。

3. また、原告が原著作者であるかについては、前記したことから、建物の著作物性を認めることはできないとされた。

原告設計資料と原告模型と本件建物とは、その表現上の重要部分で多くの相違点があり、本件建物から原告設計資料や原告模型における表現上の本質的特徴を感得することはできないから、本件建物が上記提案の二次的著作物に当たるとは認められない、と判断したのである。

そうすると、原告が本件建物の原作者であると認めることはできないと判示したのであり、したがって、著作者人格権侵害の問題にまでは至ることはなかったのである。

4. 本件建物は現に東京原宿に建築されている建物であるというが、筆者は見えていないし、設計図も判決文には添付されていないから、建物自体は確認していないから、想像するだけであるし、部分的な構成態様については不明である。例えば判決文の中に建物窓枠を飾る部材として「組亀甲柄」というものがあるが、これには創作性のある著作物という認定はされていないし、美術の著作物という認定もなされていないから、本件は別の面から問題提起もありあえるであろう。

5. この事件判決例については、ファッションブランド“STELLA McCartney”の店舗事件というテーマで、2017年6月28日に専修大学で行われた著作権判例研究会において戸波美代先生によって報告され、建物自体を実写したものがスクリーンに映写されていたから、本件建物の外観はある程度把握することができた。また、戸波先生によると、次のような説明があった。

#### ① 本件建物の外観

「本件建物の1階部分は、ガラス張りであり、開放感を高めるために、南西の角部分に柱は設置されておらず、全体の柱は3本とされている。

本件建物の2階以上の外装部分は、アルミキャストを素材とする白色の三次元曲面による2層3方向の立体格子構造とされ、ピッチは「@250mm」、巾は「90mm」、向きは斜光、隙間は「△辺94mm」の格子が用いられ、横方向が強調された配列とされている。」

#### ② 組亀甲柄の用途

「組亀甲柄は、毘沙門亀甲（六角形を3つ並べた形）を網目を出すように組ん

だ伝統的な日本の文様であり、三角形に並べた毘沙門亀甲 3つを外枠線が互い違いになるように重ねて並べて組むと正六角形（亀甲模様）に見える。

亀甲柄は、壁紙やバック、カバーなどの平面的な製品のほか、壁やホテルの内装スクリーン、神社の柱、内装建具、LUCEPLAN 社の建築化照明及びショールームの内装壁、ホテルの内部壁面などにも立体形状として使用され、建築の図案集にも取り上げられている。

〔牛木 理一〕

(別紙)

〔物件目録〕

建物名 M3 PROJECT (エムスリー プロジェクト)  
地名地番 (省略)  
住居表示 (住所は省略)  
建築主 (住所は省略)  
株式会社エーエイチアイ  
(以下省略)

(別紙)

〔通知目録(1)〕

1 通知先

(住所は省略)

一般社団法人日本空間デザイン協会 会長

2 内容

一般社団法人日本空間デザイン協会 会長 殿

貴協会主催の「DSA日本空間デザイン賞2015」の「C部門 商業・サービス空間部門」入選作品である「ステラ マッカートニー 青山」につきまして、現在、「作品代表者」として「竹中工務店 丙」との表示がありますが（平成27年6月30日付貴協会報道資料。<http://> 以下省略）、同建物の外観設計は、株式会社甲建築研究所と竹中工務店が共同で制作したものであることを通知いたします。

弊社は、本書をもって、貴協会に対し、上記報道資料中「ステラ マッカートニー 青山」の「作品代表者」の表示「竹中工務店 丙」を、「株式会社甲建築研究所 甲／竹中工務店 丙」の表示に改めていただくよう申し入れいたします。

株式会社竹中工務店 (以下省略)

(別紙)

[通知目録(2)]

1 通知先

(住所は省略)

一般社団法人日本商環境デザイン協会 理事長

2 内容

一般社団法人日本商環境デザイン協会 理事長 殿

貴協会主催の「JCD Design Award 2015」準大賞作品である「ステラマッカートニー青山」につきまして、現在、貴協会ウェブサイト (<http://> 以下省略) で公開されている「入賞者リスト」において「建築設計：株式会社竹中工務店丙」との表示がありますが、同建物の外観設計は、株式会社甲建築研究所と竹中工務店が共同で制作したものであることを通知いたします。

弊社は、本書をもって、貴協会に対し、上記ウェブサイトの「入賞者リスト」の「ステラマッカートニー青山」の表示「建築設計：株式会社竹中工務店 丙」を、「建築設計：株式会社甲建築研究所 甲／株式会社竹中工務店 丙」の表示に改めていただくよう申し入れいたします。

株式会社竹中工務店 (以下省略)

(別紙)

〔謝罪広告目録(1)〕

1 謝罪広告の内容

謝罪広告

株式会社甲建築研究所 甲 殿

弊社が、弊社の設計であるとして公表した「ステラ マッカートニー 青山」の外観設計について、真実は、貴殿と弊社の共同制作によるものでした。弊社の行為は、貴殿の著作権人格権を侵害する行為であり、貴殿に対し陳謝するとともに、今後上記建物又はその複製物を弊社又は第三者が表示する際には当該建物の外観設計については貴殿と弊社が共同で制作した旨を表示することを誓約します。

平成 年 月 日

株式会社竹中工務店 (以下省略)

2 謝罪広告掲載の要領

- (1) 掲載スペース：縦2段、左右189.5ミリメートル×天地66.5ミリメートル
- (2) 使用活字：見出し及び末尾被告の名称は9ポイント（明朝体活字）、その他は8ポイント（明朝体活字）

なお、謝罪広告中空欄となっている年月日については、新聞掲載日を表示する。

(別紙)

〔謝罪広告目録(2)〕

1 謝罪広告の内容

謝罪広告

株式会社甲建築研究所 甲 殿

弊社が、「ディテール」第205号22頁で株式会社竹中工務店の設計であるとして表示した「ステラ マッカートニー 青山」の外観設計について、真実は、貴殿と株式会社竹中工務店の共同制作によるものでしたので、同頁の「M3 竹中工務店」及び「M3 設計／竹中工務店」との表示を、それぞれ「M3 株式会社甲建築研究所・竹中工務店」及び「M3 設計／株式会社甲建築研究所・竹中工務店」との表示に訂正いたします。弊社の行為は、貴殿の著作者人格権を侵害する行為であり、貴殿に対し陳謝するとともに、今後上記建物又はその複製物を弊社が表示する際には当該建物の外観設計について貴殿と株式会社竹中工務店が共同で制作した旨を表示することを誓約します。

平成 年 月 日

株式会社彰国社 (以下省略)

2 謝罪広告掲載の要領

- (1) 掲載スペース：縦2段、左右189.5ミリメートル×天地66.5ミリメートル
- (2) 使用活字：見出し及び末尾被告の名称は9ポイント（明朝体活字）、その他は8ポイント（明朝体活字）

なお、謝罪広告中空欄となっている年月日については、新聞掲載日を表示する。

(別紙)

〔書籍目録〕

書籍名	ディテール
号数	第205号
発行年月日	平成27年6月17日
発行者	株式会社彰国社